

○佐賀県地域警察の運営に関する訓令

平成13年12月28日

本部訓令第36号

改正 平成30年3月1日本部訓令第3号

令和4年8月18日本部訓令第16号

佐賀県地域警察の運営に関する訓令（平成6年佐賀県警察本部訓令第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第8条）

第2節 勤務準則（第9条—第11条）

第2章 通常基本勤務

第1節 通則（第12条—第15条）

第2節 交番、駐在所及び署所在地勤務（第16条—第25条）

第3節 自動車警ら係勤務（第26条—第30条）

第4節 検問所勤務（第31条—第33条）

第5節 警備派出所勤務（第34条—第36条）

第6節 直轄警ら勤務（第37条・第38条）

第3章 特別勤務等（第39条・第40条）

第4章 指揮監督及び指導教養（第41条—第45条）

第5章 勤務記録（第46条—第48条）

第6章 交番相談員（第49条）

第7章 補則（第50条—第52条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（準拠）

第1条 佐賀県警察における地域警察の運営は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域警察官 警察本部及び警察署（以下「署」という。）において、次条に規定する勤務種別に従い勤務する警察官及び地域警察に関する企画、運用、調整、指導教養その他の事務に従事する警察官をいう。
- (2) 地域警察幹部 地域警察官のうち、巡査部長以上の階級にある者をいう。
- (3) 受持警察官 地域警察官のうち、第6号の受持区を担当する者をいう。
- (4) 活動単位 次条に規定する勤務種別ごとの勤務員のまとまりをいう。
- (5) 所管区 交番、駐在所及び署所在地勤務の管轄区域をいう。
- (6) 受持区 第19条の規定により署長が定める受持警察官ごとの担当区域をいう。
- (7) 警備区 警備派出所の活動区域をいう。

（勤務種別）

第3条 地域警察官の勤務種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交番勤務（臨時交番勤務及び移動交番車勤務を含む。）
- (2) 駐在所勤務
- (3) 署所在地勤務（幹部派出所の所在地勤務を含む。）
- (4) 自動車警ら係勤務（幹部派出所の自動車警ら係勤務を含む。）
- (5) 検問所勤務
- (6) 警備派出所勤務
- (7) 直轄警ら勤務

本条…一部改正 [平成17.3本部訓令9、令和4.8本部訓令16]

（地域責任）

第4条 地域警察官は、規則第2条の任務を遂行するに当たり、地域を担当する自覚と責任をもって地域社会に溶け込み、地域住民に対する積極的な奉仕を行い、地域住民との良好な関係を保持するとともに、管内の実態を的確に掌握しなければならない。

（事件、事故等に対する措置）

第5条 地域警察官は、事件、事故等を認知した場合は、迅速に初動的な措置その他所要の措置を行わなければならない。

2 前項の措置を行うに当たっては、事案の内容に応じて、署、自動車警ら係、交番、駐在所等と緊密に連携をとるものとする。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

(事件、事故等の処理範囲)

第6条 地域警察官が検挙し、又は届出を受けた事件、事故のうち、地域警察官が処理するものは次に掲げるとおりとする。

- (1) 司法警察職員捜査書類簡易書式例による送致対象事件
- (2) 送致手続の特例による微罪処分対象事件
- (3) 定型明白な少年事件
- (4) 物件事故のうち軽易なもの

2 前項の事件、事故の処理要領は、別に定めるものとする。

本条…全部改正 [平成16.8本部訓令11]

(服装の特例)

第7条 警察署長(以下「署長」という。)は、犯罪捜査、少年補導、災害警備等のため必要があると認めるときは地域警察官に制服以外の服装をさせることができる。

本条…一部改正 [平成16.8本部訓令11]

(運用方針)

第8条 生活安全部地域課長及び署長(以下「署長等」という。)は、地域警察の計画的かつ効果的な運用を図るため、活動単位を相互に連携させるとともに、生活安全部通信指令課及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能の活用に配慮しながら、それぞれの機能の特性が発揮されるよう努めるものとする。

2 署長等は、第37条に規定する特別勤務の運用に当たっては、通常基本勤務の削減による地域警察活動への影響を必要最小限度に止めるよう配慮しなければならない。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

第2節 勤務準則

(勤務制)

第9条 地域警察官の勤務制は、次に掲げるものとする。

- (1) 交替制勤務 交番、自動車警ら係等常時その機能を維持する必要がある活動単位において、地域警察官を交替で勤務させるもので、警察署の処務に関する訓令(昭和32年佐賀県警察本部訓令第17号)第17条第1項に規定する「交替制勤務」に該当するもの。
- (2) 駐在制勤務 駐在所施設に居住する地域警察官を毎日一定時間、おおむね昼間に勤務させるもので、警察署の処務に関する訓令第17条第1項に規定する日勤制勤務のうちの「毎日勤務」に該当するもの。
- (3) 日勤制勤務 地域警察官を毎日一定時間、おおむね昼間に勤務させるもので、警察

署の処務に関する訓令第17条第1項に規定する日勤制勤務のうちの「毎日勤務」に該当するもの。

2 地域警察官の勤務種別ごとの勤務制は、次表のとおりとする。

勤務種別	勤務制
交番勤務	交替制勤務又は日勤制勤務
署所在地勤務	
駐在所勤務	駐在制勤務（勤務員が2人以上配置されている駐在所については、駐在所施設に居住する警察官以外の者は、日勤制勤務又は交替制勤務とする。）
自動車警ら係勤務	交替制勤務
検問所勤務	
直轄警ら勤務	
警備派出所勤務	日勤制勤務又は交替制勤務

本条…一部改正 [平成18.3本部訓令4、令和4.8本部訓令16]

(勤務種別ごとの勤務時間の割り振り基準)

第10条 勤務種別ごとの勤務時間の割り振りの基準は、次表のとおりとする。

勤務種別	方法別 勤務	警ら・巡回連絡・検問	立番（悪天候時は見張）・警戒警備	勤務時間
		問		
交番・駐在所・署所在地勤務	当務	9時間以上	1時間30分以上	15時間30分
	日勤	5時間以上	1時間以上	7時間45分
自動車警ら係・検問所・直轄警ら勤務	当務	10時間以上		15時間30分
	日勤	5時間以上		7時間45分
警備派出所勤務	当務	4時間以上	6時間以上	15時間30分
	日勤	2時間以上	4時間以上	7時間45分

注1 受持警察官は、警らと巡回連絡を効率的に配分すること。

注2 日勤制の交番、駐在所、署所在地及び警備派出所の各勤務における夜間警らは、週4時間以上とする。

本条…一部改正 [平成18.3本部訓令4、21.3本部訓令6、令和4.8本部訓令16]

(勤務基準)

第11条 署長は、前条の規定に従い、地域の実情に即して、勤務種別ごと及び各交番、駐在

所等ごとの勤務時間その他の事項についての基準（以下「勤務基準」という。）を定めるものとする。

- 2 署長は、前項の勤務基準が地域に密着した計画的な地域警察活動に資するよう、随時、見直しを行うものとする。
- 3 署において第3条各号の勤務に従事する地域警察官は、勤務基準に基づいて勤務するものとする。

第2章 通常基本勤務

第1節 通則

（勤務計画）

第12条 署長は、地域警察活動の効率的な運用を図るため、毎月、地域警察勤務計画を策定するものとする。

- 2 前項の地域警察勤務計画には、地域警察活動の重点を示し、各地域警察官の勤務日を指定するものとする。

（勤務等の変更）

第13条 署長は、事件、事故の発生、その他の治安情勢等から必要があると認めるときは、地域警察官に勤務種別、勤務方法等の変更を命ずることができる。

- 2 地域警察官は、第11条の勤務基準による勤務では効果的な地域警察活動を行うことができないと認めるときは、直属の地域警察幹部に勤務の変更を申し出て、指示を受けるものとする。この場合において、署以外の勤務場所に配置された地域警察幹部が勤務変更の指示を行ったときは、当該地域警察幹部は、署の地域課長にその旨を報告しなければならない。
- 3 地域警察官は、勤務基準による勤務を通じては処理することができない事件又は事故が発生した場合その他の緊急を要する場合において、前項の指示を受けるいとまがないときは、勤務変更を行うことができる。この場合においては、事後直ちに、その旨を署長に報告しなければならない。

（休憩）

第14条 休憩は、署長が定めた場所において行うものとする。

- 2 地域警察官は、休憩中であっても急訴事件・事故、諸願届等を認知したときは、直ちに必要な措置をとらなければならない。

本条…一部改正 [平成14.5本部訓令10]

（勤務の交代）

第15条 勤務の交代は、原則として、勤務場所において、交代する勤務員同士が面接して行うものとする。

2 勤務を交代するときは、勤務中の取扱事案のほか、施設、携帯無線機及び受傷事故防止資器材等の装備資器材並びにその保管管理に関する事項その他必要な事項について確実に引継ぎを行うものとし、継続して処理することが必要な事項については、原則として、勤務引継簿に記載するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、署長は、勤務の交代及び引継ぎに関し必要な事項を別に定めることができる。

第2節 交番、駐在所及び署所在地勤務

(交番所長)

第16条 規則第16条の2第1項に規定する交番所長は、原則として警部補の階級にある地域警察官をもって充てるものとする。

2 交番所長は、原則として日勤制勤務とし、自ら率先して地域警察活動を行うとともに、当該交番に勤務する地域警察官等を指揮監督するものとする。

3 署長は、交番所長に受持区を担当させることができる。

(班長)

第17条 規則第16条の2第2項に規定する班長は、警部補又は巡查部長の階級にある地域警察官をもって充てるものとする。ただし、警部補又は巡查部長を配置することができない場合は、巡查長又は巡查のうち適任者をもって充てることができる。

2 班長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、勤務を同じくする勤務員に対する指揮監督及び指導教養を行うものとする。

(所管区責任)

第18条 地域警察官は、自らが勤務する交番、駐在所等の所管区について、共同して地域警察の任務を遂行する責任（以下「所管区責任」という。）を負うものとする。

(受持責任)

第19条 署長は、所管区の面積、地形、世帯数、事件、事故の発生状況その他諸般の事情を考慮して受持区を定め、原則として受持区ごとに1人の受持警察官を指定するものとする。なお、受持区について欠員があるとき又は受持警察官が事故、入校等のため地域警察活動ができないときは、他の地域警察官に当該受持区について補欠勤務を命ずることができる。

2 受持警察官は、担当する受持区について地域警察の責務を遂行する責任を負うものとする。

- 3 受持警察官は、受持区について、地形、地物、交通の状況、民情及び風俗、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件、事故の発生状況等の治安清勢その他地域社会の実態を的確に掌握しなければならない。

本条…一部改正 [平成30.3本部訓令3、令和4.8本部訓令16]

(通常基本勤務の方法)

第20条 交番勤務及び署所在地勤務の通常基本勤務は、警ら、巡回連絡、立番、見張及び在所の勤務方法により行うものとする。

- 2 駐在所勤務の通常基本勤務は、警ら、巡回連絡、立番及び在所の勤務方法により行うものとする。
- 3 警ら及び巡回連絡は、これを組み合わせて行うことができるものとする。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

(立番、見張及び在所)

第21条 立番は、原則として、交番、駐在所又は警察署の施設外の適当な場所に位置して、立って警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

- 2 見張は、交番又は警察署の施設内の出入口付近に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。
- 3 在所は、交番、駐在所又は警察署の施設内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成整理並びに装備資器材及び施設の点検整備等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。

本条…追加 [令和4.8本部訓令16]

(警ら及び警ら立寄所)

第22条 警らは、所管区等を巡回することにより、管内状況の掌握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、地域住民に対する保護、助言及び指導等に当たるものとする。

- 2 警らの実施要領は、別に定める。
- 3 署長は、警ら及び機動警らを効果的に行わせるため、所管区又は規則第21条の2第1項に規定するブロックごとに警ら立寄所を設けるものとする。

見出し…改正・旧21条…一部改正し繰下 [令和4.8本部訓令16]

(巡回連絡)

第23条 巡回連絡は、受持警察官が受持区を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項

についての指導連絡、相談の受理、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 巡回連絡の実施要領は、別に定める。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

(臨時交番勤務等)

第24条 第3条に規定する臨時交番勤務及び移動交番車勤務の勤務要領については、別に定める。

(統合運用)

第25条 署長は、地域警察活動の効率的運用を図るため、規則第21条の2第1項に規定する統合運用（以下「ブロック運用」という。）を行うことができる。

2 署長は、ブロック運用を行う場合においては、拠点となる交番又は駐在所に勤務する地域警察幹部の中から規則第21条の2第2項に規定する統括責任者（以下「ブロック長」という。）を指定しなければならない。

3 署長は、ブロック運用を行う場合には、あらかじめ生活安全部地域課長と協議するものとする。

第3節 自動車警ら係勤務

節名…改称 [令和4.8本部訓令16]

(自動車警ら係長及び車長)

第26条 署長は、自動車警ら係の活動を一体として効率的に行わせるため、自動車警ら係に責任者（以下「自動車警ら係長」という。）を置き、原則として警部補の階級にある地域警察官をもって充てるものとする。

2 自動車警ら係長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、係員に対する指揮監督及び指導教養を行うものとする。

3 自動車警ら係長は、勤務日ごとに、警ら用無線自動車ごとの責任者（以下「車長」という。）を指定するものとする。

見出し…改正・本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

(通常基本勤務の方法)

第27条 自動車警ら係勤務の通常基本勤務は、機動警ら、駐留警戒及び待機の勤務方法により行うものとする。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

(機動警ら)

第28条 機動警らは、署の管轄区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件、事故の発生状況等の治安情勢、交番又は駐在所の活動状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を活用した活動を行うことにより、規則第2条の任務を遂行するものとする。

2 前項の機動警らは、原則として、2名一組を単位として行うものとする。

3 第1項の機動警らに際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

(駐留警戒)

第29条 駐留警戒は、署の管轄区域内の警戒上の要点等において車両を駐留させ、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導等の活動を行うものとする。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

(待機)

第30条 待機は、署長が指定する場所において、事件又は事故が発生した場合に直ちに出動することができる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器その他装備資器材の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

第4節 検問所勤務

(通常基本勤務の方法)

第31条 検問所勤務の通常基本勤務は、検問、機動警ら、駐留警戒及び待機の勤務方法により行うものとする。

(検問)

第32条 検問は、検問所の前に位置して、通行中の自動車その他の車両を停止させ、運転者、同乗者等に対して質問を行うことにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り等に当たるものとする。ただし、署長は、必要と認めたときは、他の場所において検問させることができる。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

(機動警ら、駐留警戒及び待機)

第33条 検問所勤務の通常基本勤務のうち、機動警らについては第28条の規定を、駐留警戒については第29条の規定を、待機については第30条の規定を準用する。

第5節 警備派出所勤務

(通常基本勤務の方法)

第34条 警備派出所勤務の通常基本勤務は、警戒警備、警ら、立番、見張及び在所の勤務方法により行うものとする。

(警戒警備)

第35条 警戒警備は、警備区内の警戒対象施設等について、当該施設周辺の巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

(警ら、立番、見張及び在所)

第36条 警備派出所勤務の通常基本勤務のうち、警らについては第22条の規定を、立番、見張及び在所については第21条の規定を準用する。この場合において、第22条第1項中「所管区等」とあるのは「警備区内」と、第21条第1項及び第3項中「交番、駐在所又は警察署」とあるのは「警備派出所」と、第21条第2項中「交番又は警察署」とあるのは「警備派出所」とそれぞれ読み替えるものとする。

本条…一部改正 [令和4.8本部訓令16]

第6節 直轄警ら勤務

節名…追加 [令和4.8本部訓令16]

(通常勤務の方法)

第37条 直轄警ら勤務の通常基本勤務は、警ら、駐留警戒及び待機の勤務方法により行うものとする。

本条…追加 [令和4.8本部訓令16]

(警ら、駐留警戒及び待機)

第38条 直轄警ら勤務の通常基本勤務のうち、警らについては第22条の規定を、駐留警戒については第29条の規定を、待機については第30条の規定を準用する。この場合において、第22条第1項中「所管区等」とあるのは「署の管轄区域」と読み替えるものとする。

本条…追加 [令和4.8本部訓令16]

第3章 特別勤務

(特別勤務)

第39条 署長は、通常基本勤務では地域警察の任務を達成することができないと認めるときは、次に掲げる特別勤務を行わせることができるものとする。

(1) 緊急配備・検問に伴う活動

- (2) 事件、事故等が発生した場合の現場保存、捜索、救助、被疑者の同行その他当該事案の処理のための活動
 - (3) 所管区等における特別の治安情勢から必要があると認められる犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通取締り等の活動
 - (4) 雑踏警備、交通機関への警乗等による警戒警備活動
 - (5) 住民の行う防犯活動、交通安全活動その他の地域活動への支援若しくは協力をを行い、又は住民と共同で行うこれらの活動
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地域警察の任務を達成するため必要と認められる特別な活動
- 2 地域警察官は、地域警察の任務を達成するため必要があると認めるときは、第13条第2項又は第3項の規定に基づく勤務変更により、前項に掲げる特別勤務を行うことができるものとする。
- 3 前2項の場合において、緊急配備の解除等特別勤務を行う必要がなくなったときは、直ちに通常基本勤務に復するものとする。

旧37条…繰下 [令和4.8本部訓令16]

(転用勤務)

第40条 署長は、署の警察行政の総合的運営の観点から判断し、真にやむを得ない場合を除いては、地域警察官を地域警察活動以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

- 2 署長は、地域警察官を転用勤務に従事させるに当たっては、極力その長期化を避けるよう努めるものとし、連続して14日を超えて転用勤務に従事させる場合は、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

本条…一部改正 [平成20.3本部訓令10]、旧38条…繰下 [令和4.8本部訓令16]

第4章 指揮監督及び指導教養

(署長の責務)

第41条 署長は、規則第9条に規定する責に任ずるため、幹部会議及び地域警察幹部会議を開催し、次に掲げる事項について協議するなどして、地域警察の効率的運用を図るものとする。

- (1) 地域警察の運営方針に関すること。
- (2) 地域警察の勤務計画の策定に関すること。
- (3) 地域警察官の指揮監督及び指導教養に関すること。

(4) 署の各課相互間の連絡及び調整に関すること。

2 署長は、地域警察幹部の研修会を積極的に開催するなどして、その指揮監督能力及び実務能力の向上を図るものとする。

3 署長は、地域警察活動の推進状況、地域警察官に対する指導教養の実施状況等の把握に努め、地域警察の適切な運営を図るものとする。

旧39条…繰下 [令和4.8本部訓令16]

(地域警察幹部等の職務)

第42条 地域警察幹部、班長及び車長は、自ら地域警察活動に従事するほか、次表の区分により、その職務を行うものとする。

区分	職務の内容
地域官並びに署の地域課長及び地域係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 署の地域警察に関する企画及び調査 2 他の課、関係機関等との連絡調整 3 地域警察官に対する全般的な指揮監督及び指導教養 4 活動単位間の連絡調整 5 その他必要な事項
交番所長、ブロック長及び自動車警ら係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務を共にする地域警察官の実践的な指揮監督及び指導教養 2 同じ所管区又はブロック内に勤務する地域警察官の運用 3 同じ所管区又はブロック内に勤務する地域警察官の活動重点の指示及び勤務の調整 4 事件、事故等の現場における地域警察官に対する指揮 5 その他必要な事項
班長及び車長	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務を共にする地域警察官の実践的な指揮監督及び指導教養 2 相勤者の勤務及び事務処理の調整 3 勤務箇所（又は警ら用無線自動車）における施設、装備資器材、書類等の保守管理 4 他の班及び相勤者相互の融和協調 5 勤務交代に伴う確実な事務の引継ぎ 6 その他必要な事項
その他の地域警察幹部	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務を共にする部下の活動重点の指示及び勤務の調整 2 勤務を共にする部下に対する実践的な指揮監督及び指導教養 3 事件、事故等の現場での勤務を共にする部下に対する指揮

4 その他必要な事項

本条…一部改正〔平成21.3本部訓令5、22.3本部訓令2〕、旧40条…一部改正し繰下〔令和4.8本部訓令16〕

(宿直主任の職務)

第43条 署の宿直主任は、地域警察官の勤務の実態を把握するとともに、その執行務について指揮監督しなければならない。

- 2 署の宿直主任は、地域警察官の勤務変更を行う場合は、署の地域課長と協議するものとする。ただし、緊急を要するため協議することなく勤務変更を指示したときは、事後に地域課長に報告するものとする。

旧41条…繰下〔令和4.8本部訓令16〕

(当務統括)

第44条 署長は、休日及び夜間における事件、事故等に迅速かつ的確に対処するため、交替制の地域警察官が相当数あるときは、すべての活動単位を統括する地域警察幹部(以下「当務統括」という。)を置くことができる。

- 2 当務統括は、警部補以上の階級にある地域警察官をもって充てるものとする。
- 3 当務統括は、勤務を同じくするすべての地域警察官に対して指揮監督を行う権限を有するものとする。

旧42条…繰下〔令和4.8本部訓令16〕

(巡視及び地域指導)

第45条 署長及び署の幹部は、次に掲げるところにより巡視及び地域指導を行うものとする。

- (1) 巡視 署長が、地域警察の適正な運営を図るために、自ら又は本署の地域警察幹部に命じて、地域警察官に対して行う指揮監督及び指導教養
- (2) 地域指導 地域警察幹部以外の幹部が、所掌する事項のうち地域警察活動に必要と認めるものについて地域警察官に対して行う指導教養

- 2 署長は、毎月、巡視及び地域指導の実施計画を策定するものとする。
- 3 巡視及び地域指導に当たっては、被指導者の実務能力等を考慮し、被指導者の勤務場所又は事件、事故等の現場で現地に行くなど、効果的な指導教養に努めなければならない。
- 4 巡視及び地域指導の結果は、月1回、署長に報告するものとする。ただし、巡視の結果、特異な事項又は速やかに対応を必要とする事項があった場合は、直ちにその結果を報告するものとする。

本条…一部改正〔平成25.9本部訓令7〕、旧43条…繰下〔令和4.8本部訓令16〕

第5章 勤務記録

(勤務記録)

第46条 第3条に規定する勤務種別に従い勤務する地域警察官は、勤務日における活動状況を明らかにするため、勤務日誌に所要の事項を記録しなければならない。

旧44条…一部改正し繰下 [令和4.8本部訓令16]

(注意報告)

第47条 地域警察官は、地域の安全に関する事項等を把握したときは、署長に報告するものとする。

旧45条…繰下 [令和4.8本部訓令16]

(所管区要図)

第48条 交番及び駐在所においては、所管区の要図を作成し、事務所の見やすい所に掲示しておかなければならない。

旧46条…繰下 [令和4.8本部訓令16]

第6章 交番相談員

(交番相談員の配置等)

第49条 本部長は、所管区の実態を勘案し、必要と認める交番を指定して、規則第30条に規定する交番相談員を配置することができる。

2 交番相談員の身分、任免、運用等については、別に定める。

本条…一部改正 [平成16.8本部訓令11、20.3本部訓令10]、旧47条…繰下 [令和4.8本部訓令16]

第7章 補則

(細則の制定等)

第50条 署長は、この訓令の実施に必要な細則を定めるものとする。

2 前項の細則を定めたとき及び改正したときは、本部長に報告しなければならない。

旧48条…繰下 [令和4.8本部訓令16]

(異動に伴う事務の引継ぎ)

第51条 異動に伴う地域警察官の事務の引継ぎの要領は、別に定める。

旧49条…繰下 [令和4.8本部訓令16]

(必要な事項の制定)

第52条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

旧50条…繰下 [令和4.8本部訓令16]

附 則

この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年5月29日本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年8月16日本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年8月19日から施行する。

附 則（平成18年3月23日本部訓令第4号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日本部訓令第10号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月26日本部訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月15日本部訓令第2号）

この訓令は、平成22年3月25日から施行する。

付 則（平成25年9月5日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。